

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	宇都宮市
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	120-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/jumin/mynumber/gaiyo/1013816.html

執行機関名 宇都宮市長

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	宇都宮市難病患者福祉手当支給条例(平成28年条例第17号)による難病患者福祉手当の支給に関する事務であつて市長が定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇都宮市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第11の項 宇都宮市難病患者福祉手当支給条例(平成28年条例第17号)による難病患者福祉手当の支給に関する事務であつて市長が定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第1条	宇都宮市難病患者福祉手当支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)</u> の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「 <u>難病の患者に対する医療等</u> 」という。)に関し必要な事項を定めることにより、 <u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もつて国民保健の向上を図ることを目的とする。</u>	この条例は、市が、 <u>難病患者について、難病患者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、難病患者の療養生活の質の維持向上を図り、もつてその福祉の増進に寄与することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		宇都宮市難病患者福祉手当支給条例 宇都宮市難病患者福祉手当支給条例施行規則